

## 阿賀野市告示第70号

阿賀野市自立支援協議会要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市自立支援協議会要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市自立支援協議会要綱（平成19年阿賀野市告示第157号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）阿賀野市障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。

（6）障がいを理由とする差別の解消に関すること。

第3条中「10人」を「15人」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（守秘義務）

第7条 協議会の委員及び出席者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この告示は、令和7年3月25日から施行する。